

【海事局】

1. 船員教育機関の充実ならびに船員（海技者）の後継者確保・育成について

海運産業の健全な維持・発展には、産業を支える後継者の確保・育成は最重要課題であり、船社における新人採用の取り組みも進められている。船員教育機関ならびに施設の存続に向けた取り組みとともに、海事教育機関修了者が即戦力となりうる教育カリキュラムの見直しなど、実効性のある確保・育成策に取り組まれない。

【回答】（海事人材政策課、海技課）

四面を海に囲まれたわが国において、海運の安定的な海上輸送を確保していく観点から、次世代を担う優秀な船員（海技者）の確保・育成は重要な課題だと認識している。

実効性ある船員の確保・育成については、全日本海運組合よりご参画いただき、平成23年の5月から昨年平成24年3月までの間、「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」で検討してまいり、昨年3月にとりまとめた報告を踏まえ、船員教育機関、海運業界をはじめとする関係機関と一層の連携強化を図り、より効果的・効率的な教育訓練を展開するとともに、即戦力に備えた新人船員育成を行うこととしている。具体的には平成26年4月の就航をめざした内航用練習船の建造、あるいは外航社船実習の拡充、あるいは平成25年10月からは内航社船実習の開始、またこれに伴う実習カリキュラムの見直し等に取り組んでいるところである。

2. 外航海運における船員政策について

(1) 日本人船員・日本籍船を計画的に増加させるため、日本船舶及び船員の確保に関する基本方針に基づくトン数標準税制の導入など日本人船員の採用拡大に向けた外航海運事業者への計画的な対策が図られている。フォローアップ会議等の開催により、認定事業者をはじめ、外航海運事業者への船員の積極的な採用に向けた指導監督を積極的に行うとともに、先進海運国並みの船員税制の導入を実現されたい。

【回答】（海事人材政策課）

安定的な海事運送の確保を図るために、「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」に基づき、計画の認定を受けた事業者により日本籍船、あるいは日本人船員の計画的増加が図られているところである。

国土交通省としては、この認定を受けた事業者が計画を着実に実施しているかについて報告聴取を行っており、計画の実施状況を把握するとともに、認定制度の適正な実施を確保するよう今後とも指導していく所存である。

また、認定事業者以外の外航海運事業者については、労使、あるいは官一体となって運営している外航日本人船員（海技者）確保・育成スキームにより育成された即戦力となる船員の積極的な活用ということもお願いしていくことを考えている。

船員税制について、船員の個人住民税については、平成24年度の税制改正要望において、いわゆる不均一課税について、地方税法に則り各自治体の判断で可能であるということが、総務省との間で確認されたところである。これにより、総務省から自治体にその旨周知がなされたと同っている。

これを受け、全日本海員組合においても、各自治体に対して個人住民税の減免に関する申入れ等の活動を実施されていると同っているところである。このような活動等の成果なのかは分からないが、一部の自治体が個人住民税の軽減を検討するという旨を表明したと承知している。

国土交通省として、まずは各自治体のほうで軽減措置を講ずることが重要と考えており、こうした動きというものを注視してまいりたいと考えている。

- (2) ソマリア海賊による海賊事件への対応については、関係省庁、関係国、国際機関との緊密な連携によって、ソマリア支援、ソマリア周辺国の法執行能力の向上等を含む海賊対策を推進し、当海域における船員と船舶運航の安全確保に万全を期していくとされている。しかし、現在も海賊略奪行為は継続していることから、さらなる取り組みを早急に進められたい。

【回答】（外航課）

ソマリア海賊による被害が広域化していることを受け、日本船舶に対する海賊被害を防止するための効果的な対策が必要であると認識している。

そうした状況で、内閣官房総合海洋政策本部の取りまとめのもと、国土交通省と海上保安庁が中心となり、日本籍船に武器を所持した民間の武装警備員の乗船を認める法案が閣議決定され、提出されたところである。

海賊行為に対応するために、各国がより緊密に連携して、警備の充実を図るとともに、海賊行為自体の発生を防ぐための根本的な解決に向けて、ソマリアの社会の安定を図ることが重要であり、引き続き関係各国等と連携を強化してまいりたい。

3. 内航・旅客船における海運・船員政策について

- (1) 交通基本法の制定を押し進めるとともに、同法に掲げるモーダルシフトを促進し、安定的な国内海上輸送を確保するため、強力な誘導政策を講じるとともに、国内海運の経営安定化対策、船員計画雇用促進等事業、燃油価格の適正化・安定

化対策及び船員に係る緊急雇用対策の継続・拡充を図られたい。

【回答】（内航課、海事人材政策課）

内航海運業は貨物輸送量の約4割、産業基礎物資の約8割を輸送する社会インフラとして必要不可欠だが、近年輸送量が減少傾向にある。

このため、燃料油価格の最近の上昇傾向に関しては、一層の省エネによるコスト縮減等を通じた競争力や体質の強化を図っていくことが重要である。平成21年度以降、「海上交通の低炭素化等総合事業」を通じて、船舶の省エネ化や環境性能の向上に資する改造等を支援しており、平成25年度においても引き続き実施をしていくこととしている。

また、燃料油価格の最近の上昇傾向や景気低迷等により懸念されておる国内海運の資金繰り対策としては、これまで金融機関からの融資時の保証額が拡大される中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度の適用業種となっているところである。

モーダルシフトの促進については、平成25年度予算において、「モーダルシフト等推進事業」として約0.8億円が政府予算案に計上されており、また、船舶共有建造制度の活用などを通じた環境性能に優れた船舶への代替建造の促進や、「エコシップ・モーダルシフト事業」による普及・啓発等を進めているところである。さらに、環境省の平成25年度事業「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金」においても、国土交通省連携事業として物流の低炭素化を総合的に支援する「物流の低炭素化促進事業」を盛り込んだところである。

さらに、「内航海運代替建造対策検討会」が平成23年3月に取りまとめた、代替建造に向けた施策の方向性を踏まえ、平成24年7月に「内航海運における船舶管理に関するガイドライン」を策定したほか、本年2月に内航船舶管理会社の活用のための相談窓口を地方運輸局等に開設する等、内航船主支援のため、内航船舶管理会社の活用に向けた環境整備を進めているところであり、今後とも内航海運業の経営安定化に向けた取り組みに協力してまいりたいと思っている。

船員計画雇用促進等事業については、認定を受けている事業者が現在までに180事業者あり、これらの認定を受けた事業者の行う船員の計画的な雇用・育成に対する助成を行っているが、平成25年度予算においても1億1,500万円、対前年比同額であるが確保しており、引き続き、船員の計画的な確保・育成を支援してまいりたいと考えている。

船員にかかる緊急雇用対策については、経済情勢の悪化等の影響により、離職を余儀なくされた船員に対する給付金の支給や技能訓練事業等を引き続き行ってまいりたいと考えている。

- (2) 4月から始まるプリンセス・クルーズの日本発着は、国内の外航客船業界にとって脅威であり、既存の国内フェリー・旅客船にも多大な影響を与えることは必至である。カボタージュ規制の緩和及び内航船への外国人労働力導入については、引き続き断固これを阻止されたい。

【回答】（外航課、内航課、海事人材政策課）

カボタージュ規制については、主要海運国においても自国の海運業と自国船員の維持、安定的な国内輸送の確保といった観点から、自国内の物資または旅客の輸送については、原則として自国籍に限るということが、国際的な慣行となっているところである。

このカボタージュ制度については、わが国の内航海運の存立基盤であると同時に、生活物資の安定輸送、それから自国船員の雇用、さらには国の安全保障といった観点からも重要であり、今後も堅持していく方針である。

内航船への外国人労働力導入については、従来より原則として外国人船員を受け入れないという政策をとっており、今後も引き続き継続していく所存である。

- (3) 地域公共交通確保維持改善事業の推進により自治体による代替船建造への支援が行われている地域もあるが、一方では運賃の割引等により地域への還元も行われている。厳しい経営状況を余儀なくされている離島航路事業においては、そこで従事する船員・従業員の生活も守られるべきである。事業者に対する十分な補助を行うとともに、公正競争の確保等、離島航路維持に効果のある対策が適正に講じられるよう図られたい。

【回答】（内航課）

離島航路は海に囲まれた離島住民の必要かつ唯一の交通手段であるが、人口減少、高齢化等による輸送人員の減少により、離島航路においては欠損が年々増大する傾向にあり、厳しい経営状況にある。

このような状況を踏まえ、離島住民の生活に必要な交通を確保し、離島生活の利便性の向上を図るため、地域公共交通確保維持改善事業により、離島航路に対する運営費補助を行うとともに、運賃割引や船舶建造への補助などを実施しているところである。

海事局としては、引き続きこれらの施策により離島航路の確保維持にあたってまいりたいと考えている。

- (4) 高速道路料金の大幅割引や無料化により影響を受け、或いは受けているフェリー・旅客船に対し、公正競争条件担保の観点から、適切な代償的支援措置を講じられたい。

【回答】（内航課）

わが国のフェリー・旅客船航路は、景気低迷や燃油価格の高止まり、さらには精査が必要なものの、休日千円といった高速道路料金によると見られる影響もあり、厳しい経営状況が続いている。このために一層の省エネによるコスト縮減等を通じて、競争力向上や体質強化を図っていくことが喫緊の課題となっている。

このような認識に基づき、国土交通省では、予算及び税制を通じて事業者の取り組みに対する支援を行っているほか、地方運輸局等においては、事業者、地方自治体等の関係者とともに航路の持続的な維持方策の検討や利用促進に向けた取り組みを進めているところである。

今後ともこれらの措置を十分に活用しながら、事業者による自助努力を前提としたうえで、地域にも航路を支える取り組みをお願いし、これと十分に連携しつつ、国として適切な支援に努めてまいりたいと考えているところである。

4. 海上ブロードバンド等を活用した海上デジタルディバイドの解消について

船員にとって船内は職場であると同時に生活の場でもあることから、洋上における社会・家族・友人とのコミュニケーションの円滑化、安全運航に不可欠な気象・海象情報や船内医療体制の強化等を図るため、海上ブロードバンドの実用化等により洋上情報通信環境を抜本的に改善し、船員のデジタルディバイドを解消できるよう関係省庁と積極的に連携して取り組まれない。

また、津波等の緊急災害時などの情報源としての沿岸海域におけるテレビ・携帯電話についても不感地帯解消に向け改善を求める。

【回答】（海事人材政策課）

船員にかかるデジタルディバイド問題については、全日本海員組合から電波管理行政の所管庁である総務省に要望を行っているとお聞きしているが、国土交通省としては、電波管理行政を所管する省庁ではないので、デジタルディバイドの解消に向けた具体的な施策を講ずることはできないが、海上におけます通信網の整備は、船員の生活環境を向上させる重要な要素であることは認識している。

昨年の政策・制度要求以降も、全日本海員組合とは、この問題について意見交換をさせていただいているところであり、その中でも、ハードルが低いわけではないので、総務省に対する要望についても、段取り、持って行き方でいろいろ工夫しなければいけないということなど、全日本海員組合と意見交換させていただいたところである。

5. 国際条約への対応について

船員の雇用条件、居住設備、医療・福祉社会保障など船員労働に関するグローバルスタンダードである 2006 年海上労働条約をはじめ、ILO 第 185 号「1958 年の船員の身分証明書条約を改正する条約、漁業労働条約（188 号条約）及び ILO 第 137 号「港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約」の早期批准を実現するとともに、アジア太平洋諸国の批准促進に向けた主導性発揮ならびに国内法制化に取り組むとともに、その検証も併せて取り組まれない。

【回答】（運航労務課、港湾経済課）

2006 年の海上労働条約については、条約批准にあたり必要となる船員法の改正法が第 180 回通常国会で成立し、平成 24 年 9 月に公布されたところである。改正法のうち、船員労働条件の改善に関する部分については、本年 3 月 1 日に施行されている。現在、条約に基づく船員の労働条件に関する検査制度についても整備を進めているところである。必要な国内法制度が整い次第、可能な限り速やかに条約批准書を寄託することをめざしている。

ILO 第 185 号条約については、船員の出入国を容易にするための条項が盛り込まれており、本条約と我が国の出入国管理政策との整合性の観点から課題があることから、引き続き、検討していく必要があると考えている。

ILO 188 号条約については、引き続き、批准動向等今後の状況を見守りつつ、水産庁と連携を図り対応してまいりたい。

ILO 第 137 号条約については、港湾労働者の雇用や労働条件に対する内容となっており、申し入れの点については、厚生労働省へ要望していただきたいと考えている。

6. 船員関係法令の遵守について

船員法、船舶職員法及び船員職業安定法等の船員関係法令を遵守させるため、実効ある監査体制を確保し、強力な指導監督を図られたい。

【回答】（運航労務課）

運航労務監理官においては、船員法、船舶職員法及び船員職業安定法等の関係法令に基づき、船員労務関係、海技資格関係及び船員派遣関係に加え、運航管理関係、運輸安全マネジメント関係の監督・立ち入り検査及び指導業務を行っているところである。

また、海難事故等に対しては、行政処分及び再発防止策を実施しているところである。平成 25 年度においても、海上労働条約の発効や、その国内法としての改正船員法の着実な執行に向け、所要の対策を講じることとしている。

7. 港湾の安全対策について

港湾の国際競争が激化する中で港湾の安全確保が阻害されている。規制緩和の拡大や港湾コスト削減策により水先人が乗船せず、ルールを守らない外国船舶に起因する事故が後を絶たないことから、水先人ならびにタグボートの利用促進など、事故防止に向けた実効ある施策を求める。

【回答】（海技課）

水先人については、船舶交通の安全確保や港湾機能の維持・向上に大きく寄与している極めて重要な制度であると認識しており、今後とも的確な運用を図ってまいりたいと考えている。

8. 東日本大震災の影響について

東日本大震災による、被災地域の復旧・復興を急ぐためには港湾施設の復旧が必要不可欠であることから、その対策を早急に講じられたい。

また、福島第一原発の放射能漏れ事故により避難区域が設定され、一部地域では深刻な放射能汚染の状況にあることから、海上及び周辺の港におけるモニタリングならびに情報提供に取り組まれたい。

【回答】（港湾局海岸・防災課）

被災港湾においては、各港の産業・物流復興プランに基づき、産業・物流上、特に重要な港湾施設については、概ね復旧のメドがついたところである。引き続き、復旧に期間を要する湾口防波堤、海岸保全施設については、震災後5年以内での復旧を目指すということと、経済復興の礎となる岸壁・防波堤等の整備や瓦礫・堆積土砂を受け入れるための廃棄物埋立護岸の整備を推進してまいりたいと考えている。

地域の物流の拠点である港湾の復旧は、被災地域の復興に貢献するものと認識しており、1日も早い復旧の実現に努めてまいりたいと考えている。

東京湾及び東日本太平洋側の港湾における大気中並びに海水の放射線測定結果については、国土交通省ホームページにおいて、日本語、英語、中国語、韓国語で掲載しているところである。

また、宮城県、福島県と茨城県沖及び外洋海域等の海水・海底土については、東京電力、海上保安庁、文科省等が測定した数値について、原子力規制委員会ホームページにおいて、海域モニタリングとして一元的に公開しているところである。